

## 村有財産（土地及び建物）の処分について（お知らせ）

令和元年10月21日

村では、定住人口の増加促進を図るため、自らの居住用として住宅を求める者に対し、村が所有する土地並びに建物を販売します。

1. 物 件 所在地：鮫川村大字渡瀬字越虫 43 番 6（旧移住定住促進住宅 越虫住宅）

○土地 地目：宅地 地積：974.08 m<sup>2</sup>

○建物 構造：軽量鉄骨造スレート葺 2 階建て 床面積：196.85 m<sup>2</sup>

2. 販売価格 金 4,500,000 円也（土地 1,510,000 円、建物 2,990,000 円）

3. 購入者の条件

（1）満 20 歳以上の者であること。

（2）地方税を滞納しない者であること。

（3）購入後、この物件に居住する者であること。

（4）地域住民との融和を図ることができる者であること。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当しない者であること。

4. 申し込み及び契約者の決定

購入希望者は、必ず物件の内覧をしてください。

そのうえで、購入を希望される方は、役場総務課に備え付けてある村有財産購入申込書に必要事項を記入し提出してください。申込書の提出による先着順で契約者を決定いたします。

□内覧申込み連絡先・申込書提出先：鮫川村役場総務課財政係 TEL0247-49-3111

5. 権利移転に伴う手続き及び費用負担

契約者は、売買契約の締結後 30 日以内に契約額の全額を納付すること。

権利移転の手続きは、契約額の納付を確認した後、村が行います。但し、権利移転の手続きに伴う費用（権利移転登記の登録免許税等）は、購入者の負担となります。

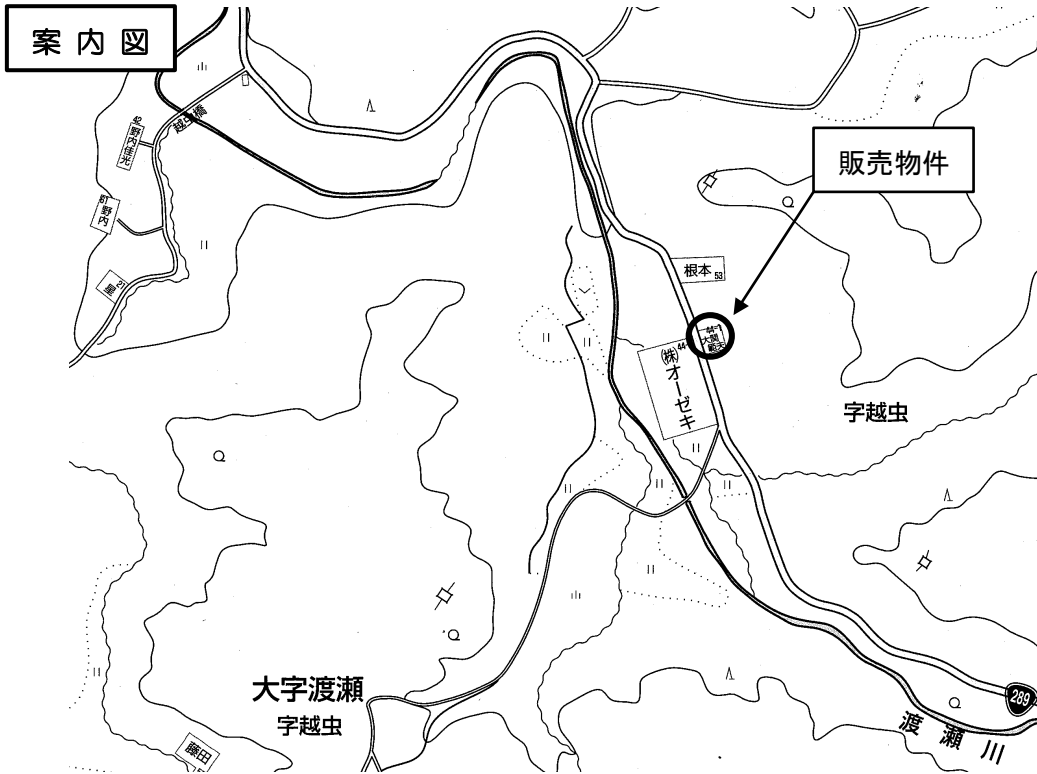
6. その他

（1）納入期限までに売買代金の全額を納付しないときは決定を取り消します。

（2）売買契約の締結時において、この物件に、購入者と同居する親族に未就学児（胎児を含む。）及び小中学生、または高校に在学する者がいるときは、販売価格から一人当たり 10 万円を差し引きます。

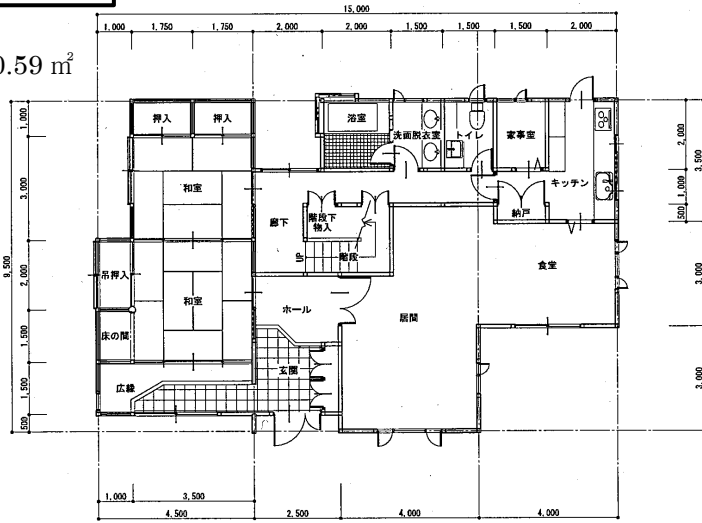
※在学証明書、母子手帳の写し等が必要です。

（3）土地及び建物の引渡しは現状のままとし、引渡し後の瑕疵について村は一切その責任は負えません。

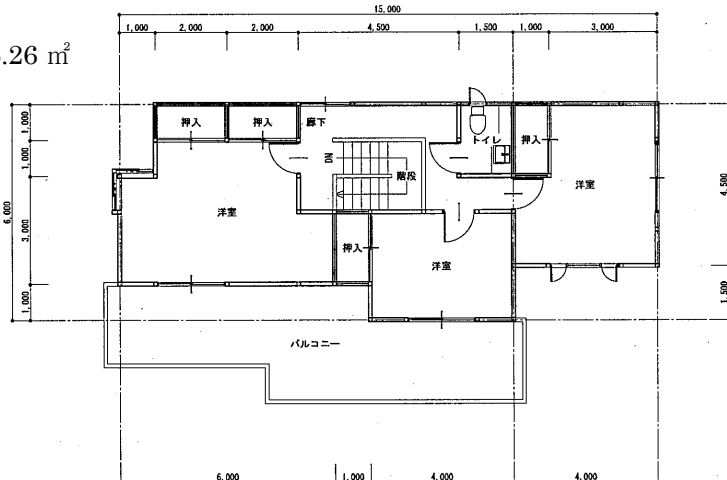


平面図

1階 120.59 m<sup>2</sup>



2階 76.26 m<sup>2</sup>



構造：軽量鉄骨造スレート葺2階建て  
 床面積：196.85 m<sup>2</sup>  
 建築時期：平成3年7月  
 上水道：井戸水  
 下水道：合併処理浄化槽  
 テレビ受信施設：共同アンテナ組合加入  
 新規加入費 30,000 円  
 年会費 7,200 円